

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する
法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令について

令和 6 年 12 月 18 日

こども家庭庁成育局母子保健課

1. 題名

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和 6 年政令第 383 号）

2. 制定の趣旨

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）の制定に伴い、法第 36 条に基づいて、都道府県に交付する交付金の額の算定方法その他の事項を定めるもの政令を制定するものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募手続を行わなかった理由

本政令は、国が都道府県に交付する交付金の額の算定方法を定めるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 3 号に掲げる「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等」を定める場合に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

○ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 （略）

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～二 （略）

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八 （略）